

使用料・手数料等の見直しについて

見直し基準（令和2年4月政策決定）に基づく料金の検証結果を踏まえ、基本的な考え方及びこれを機に個別に見直す内容等をまとめました。

1 概要

<料金検証を踏まえた上での基本的な考え方>

検証の結果、使用料においては全体の半数超が値上げ対象となり、受益者負担の適正化から見直しの必要性を確認しました。

しかし、コロナ禍において、市民生活に様々な負担増となっていること及び施設利用に制限が生じていることを鑑み、多くの料金を据え置き、見直し対象は限定的とします。

(参考)「使用料」適正料金値上率の分布（全219件中）

値上率の範囲	件数	割合
0% = n	103	47.0%
0% < n ≤ 10%	24	11.0%
10% < n ≤ 20%	15	6.8%
20% < n ≤ 30%	56	25.6%
30% < n	21	9.6%

(1) 使用料、手数料、その他料金（負担金等）

コロナ禍における施設利用制限や市民生活への影響等を考慮し、値上げは行いません。
※ごみ処理手数料、下水道使用料についても同様とします。

(2) 占用料（道路、準用河川）

主にインフラ事業者が負担する料金のうち、近隣他市と比較して低いものについて、現在料金の1.3倍を上限目安として値上げ改定します。ただし、近隣市と同等のもの及び本市において占用許可の例のないものは据え置くこととします。

(3) 政策的見直し

下表の料金については、利便性の向上等を目的に、政策的見直しを行います。

①公民館料理実習室の使用料	料金を100円値下げして350円/hとします。(料理用途の場合は、現在と同額(450円/h)。) ※笠原中央公民館は760円→660円
②スポーツ施設の利用料金 ※入場料等を徴収する場合	トップアスリートとの交流機会をさらに創出するため、プロとアマチュアの料金区分を撤廃します。 (対象：総合体育館 第1競技場、星ヶ台競技場 トラックフィールド、市営球場)

③ごみ処理手数料	スプリング入りマットレスの処理手数料を新設します。(2,000円/枚)
④陶磁器意匠研究所の研究生実習料、入所料、入所考査料	人材育成事業の見直しの一環として、類似他機関より競争力のある料金に改定(値下げ)します。 ・研究生実習料 314,000円→220,000円 ・入所料(市外) 125,000円→(統一) 62,500円 ・入所考査料 16,000円→5,500円
⑤都市公園の占用料	電柱等の占用料について、道路占用料徴収条例規定の料金を準用するよう文言を修正します。
⑥行政財産の目的外使用料	特定の目的(物品の販売、業として行う撮影又はその他の催し)で土地を一時使用するときの料金表を新設します。※都市公園条例規定の料金を準用

(4) その他

これを機に、下表の条例について、所要の改正を行います。

①多治見市立幼稚園の設置及び管理に関する条例	別表から「和室」を削る。 ※旧精華愛児幼稚園の滅失に伴うもの。
②多治見市手数料条例	別表から「個人番号カード」の再交付手数料(800円)を削る。 ※法改正によるもの。

2 経緯・理由

- (1) 使用料・手数料等の見直しについては、多治見市健全な財政に関する条例施行規則第6条に基づき4年ごとに実施。本来は、令和2年度見直し、令和3年4月施行の予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により1年間延期していました。
- (2) 今回の見直しに当たり、コスト試算や近隣市との比較等の検証を実施。使用料については、対象の半数以上が見直しを要する状況であることが分かりました。今後さらに進む少子化・高齢化、人口減少に対応していくためにも、受益者負担の適正化は必要と考えます。
- (3) 一方、新型コロナウイルス感染症は未だ収束しておらず、日常生活の復旧にはまだ時間がかかるものと考えられます。
- (4) コロナ禍における施設利用制限や市民生活への影響等を考慮し、今回の見直しは限定的なものとする事としました。
- (5) 本件について、令和3年5月21日付け財政問題市民懇話会にて意見聴取しましたが、反対意見はありませんでした。

3 検証の内容

- (1) 使用料 …別紙 P. 1～6
- (2) 手数料 …別紙 P. 7～9

<見直しの基準>

- ア 「現在料金 (A)」を下限とします。
- イ 使用料は、施設運営費及び修繕費等を基に1時間・㎡当たりコストを、手数料は、事案の処理に要する職員人件費及び物件費を基に1件当たりの処理コストを割り出し、「計算上の料金 (B)」を算出します。
- ウ 本市の現在料金と、他市(土岐市、可児市、瀬戸市)の料金を比較して、最も高い料金に1.3を乗じた数値を「上限額 (C)」とします。
- エ 上記 (A)～(C)を比較して、「適正料金 (D)」を算出します。

- ☞ 使用料は、面積が広い貸出区分ほど、適正料金の値上率が高くなる傾向がありました。(機械的に計算すると面積の広さが如実に反映されるため。)
 ※例：ホール、体育館、競技場等
- ☞ 定型的な手数料(税務証明や戸籍・住民票の交付等)は、概ね他市と同水準であることが分かりました。

<ごみ処理手数料>

処理に要する経費と手数料収入等を基に、負担割合を検証しました。

種 別	現在の負担割合		適正な負担割合		見直しの要否
ごみ袋収集分	32.7% (約 1/3)	≒	33.3% (1/3)	⇒	不要
家庭ごみ持込分	20.5% (約 1/5)	<	33.3% (1/3)	⇒	要
事業ごみ持込分	43.1% (約 2/5)	<	66.6% (2/3)	⇒	要

※H17 減量審議会の答申

- ☞ ごみ袋収集分の負担割合は適正ですが、持込分(家庭ごみ、事業ごみ)は負担割合が低く、見直しが必要であることが分かりました。

- (3) その他料金(負担金等) …別紙 P. 10～11
- (4) 占用料(道路、準用河川) …別紙 P. 12～13

<見直しの基準>

- ア 現在料金と他市料金との比較・検討により見直します。

- ☞ その他料金(負担金等)については、多くが他市と同等程度であることが分かりました。
- ☞ 道路占用料については、県内他市と比較して2分の1程度低い料金が多くあることが分かりました。

4 次回の見直しについて

(1) 見直し時期

延期前の見直し周期に則り、令和6年度見直し、令和7年4月施行とします。

(2) 見直し基準

今回、多くの料金を据え置くことにより、前回（平成28年度）の見直しで上げきれなかった料金は、適正料金に近づくのがさらに遅れることとなります。そのため、次回見直し（令和6年度）では、見直し基準の上限額の考え方（本市・近隣市の最高額の1.3倍）について再考したいと考えます。

5 今後のスケジュール

令和3年度	7月7日	パブリック・コメント
	～8月6日	
	8月中旬	9月議会提案（条例改正）
令和4年度	4月1日	改正条例施行、料金反映